

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 告 示

- 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】 4
- 徴収事務の委託【環境局環境国際経済部環境産業推進課】 5
- 収納事務の委託【環境局環境国際経済部環境産業推進課】 6
- 利用料金の額の承認【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の保険料を減額し、次のとおりとすることにしました。
 - (1) 介護保険料の所得段階が第1段階の者 27,400円
 - (2) 介護保険料の所得段階が第2段階の者 42,020円
 - (3) 介護保険料の所得段階が第3段階の者 52,980円
- 2 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成32年2月29日までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 3 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成32年3月までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。

この規則は、1については平成31年4月1日から、3については同年3月30日から施行し、2については同月1日から適用することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第12条中「同条第1項第1号に該当する者の平成30年度から」を「平成31年度及び」に改め、「まで」を削り、「32,880円」を「次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第10条第1項第1号に該当する者 27,400円
- (2) 条例第10条第1項第2号に該当する者 42,020円
- (3) 条例第10条第1項第3号に該当する者 52,980円

付則第3項中「平成31年2月28日」を「平成32年2月29日」に改める。

付則第4項中「平成31年3月」を「平成32年3月」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の付則第3項の規定は、同年3月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 神尾康生
 - (2) 住所 北九州市八幡西区東鳴水四丁目10番21号
- 2 契約の期間の始期
平成31年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い

北九州市告示第 1 4 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 1 0 番地 2 0	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら同年 6 月 3 0 日まで

北九州市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10番地20	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第147号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの北九州市門司麦酒煉瓦館の利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					備考		
展示室	観覧料	—		大人	中学校の生徒以下の者（4歳未満の者を除く。）		
		個人	1人	100円		50円	
		団体（30人以上）	1回	80円		40円	
市民ギャラリー	9時～12時	12時～17時	17時～22時	220円	380円	600円	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）		1,000円		1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改	
	普通自動車	1台1回（1日以内）	駐車を開始した時から30分を超える30分又				

)	<p>はその端数を1単位とし、1単位ごとに100円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。</p>	<p>正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</p>
	カード式回数券		<p>1単位の利用に係る金額に50を乗じて得た額の8割5分に相当する額</p>	<p>2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。</p> <p>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p> <p>4 前項ただし書に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認める場合は、利用料金を前納とすることができる。</p>